

加入者と保険料

40～64歳の方は 「第2号被保険者」

老化が原因とされる病気等（特定疾病）により、介護が必要であると「認定」を受けた人は、サービスを利用できます。



65歳以上の方は 「第1号被保険者」

介護や支援が必要であると「認定」を受けた人は、サービスを利用できます。
※介護が必要となった原因は問われません。



居宅サービスの利用限度額

要支援1・2・経過的要介護及び要介護1～5の認定を受けている人で・在宅でのサービスをご希望の人は、

1ヶ月の利用限度額

の範囲で、1割又は2割の負担でサービスを利用することになります。

- 居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（いずれも介護予防サービスを含む）及び介護保険施設入所には適用されません。
- 特定福祉用具の購入費と住宅改修費は、別に限度額が決められています。

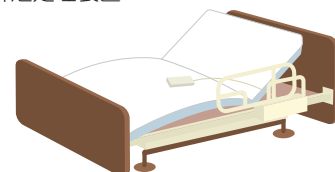
介護度	1ヶ月の利用限度額の目安	自己負担(1割)	自己負担(2割)
要支援1	50,030円分	5,003円	10,006円
要支援2	104,730円分	10,473円	20,946円
要介護1	166,920円分	16,692円	33,384円
要介護2	196,160円分	19,616円	39,232円
要介護3	269,310円分	26,931円	53,862円
要介護4	308,060円分	30,806円	61,612円
要介護5	360,650円分	36,065円	72,130円

自宅での生活環境を整えるための「居宅サービス」

要介護1-5の人	要支援1・2の人
福祉用具の貸与 日常生活の自立を助けるための福祉用具貸与	介護予防福祉用具の貸与 福祉用具のうち、介護予防に資するものを貸与

貸出しの対象(13種類)

- | | | |
|----------|---------------------|-----------|
| ①車いす | ⑦手すり(取り付け工事を伴わないもの) | ⑬自動排泄処理装置 |
| ②車いす付属品 | ⑧スロープ(//) | |
| ③特殊寝台 | ⑨歩行器 | |
| ④特殊寝台付属品 | ⑩歩行補助杖 | |
| ⑤床ずれ防止用具 | ⑪徘徊感知機器 | |
| ⑥体位変換器 | ⑫移動用リフト(つり具を除く) | |



要介護度によって利用できない品目があります。

■サービス費用の目安：用具の種類、貸与事業者によって異なります。

※詳細・ご不明点は、各市区町村介護保険窓口へお問合せ下さい。※介護保険制度の改正により、内容が変更になる場合がございます。